

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

毛呂山町長 井上 健次

市町村名 (市町村コード)	毛呂山町 (113263)	
地域名 (地域内農業集落名)	大谷木地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大谷木地区の計画内の農用地は、圃場整備を行った水田と特産であるゆず等の畑が混在した地域である。しかし地域の高齢化により水田の耕作を行っている農業者は減少傾向にある。畑についても、主に中山間地域であり、傾斜地のため後継者不足かつ、耕作も不利な側面もある。後継者及び新規就農者等を確保し、地域の担い手を確保していくことが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるゆずについて有効に耕作するためにも農地の集積・集約化を進め、さらに維持及び文化としての側面もあるため、新たな担い手の確保を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手、新規就農者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用し、農用地の集積及び集約化を進めていく。目標地図上に特定の受け手が位置付けられていない場合は、まず集落内における担い手と協議を行うものとする。その他の場合は周辺農用地の営農状況等を勘案し、農用地の利用集積・集約に資する等地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の話し合いを踏まえて今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政機関等と協力し、新規就農希望者や新たな担い手の育成を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦中山間補助金等を活用し集落において管理協定の締結を進める。
 ⑧大規模な農業観光を含めた施設の誘致を目標に進める。